

店舗型結婚相手紹介サービス業認証制度

電磁的記録によるクーリング・オフに関する注意喚起

2023年3月20日

特定非営利活動法人

結婚相手紹介サービス業認証機構

令和3年特定商取引法の改正に伴う、電磁的記録によるクーリング・オフへの対応が、2022年6月1日より施行され、結婚相手紹介サービス事業者に求められています。

上記に関し、当機構による認証審査では、契約書面や各種表示における電磁的記録によるクーリング・オフに関する記載が、未対応または不十分なケースが散見されています。

認証事業者の皆様におかれましては、下記の対応方法を確認の上、契約書面・概要書面・重要事項説明書の記載事項および、ホームページ・パンフレット等クーリング・オフに関する記載のあるすべての個所について、点検の上、対応願います。

記

1. 対応が求められる事項

クーリング・オフについては、従来の書面による通知方法に加えて、2022年6月1日より電磁的記録による通知方法に対応することが求められています。

2. 認証審査で散見される不適合内容

- ・電磁的記録による通知方法についての記載がない。(契約書面が改訂されていない)
 - 速やかに記載してください。
- ・電磁的記録による通知方法についての記載が不十分。
 - クーリング・オフの通知方法についての記載個所が契約書面に複数個所あるものの、修正されているのは最初の個所のみというケースがあります。
 - クーリング・オフの通知方法について、電子メールによると書かれているが、送付先のメールアドレスが記載されていないケースがあります。

3. 記載方法の変更例

赤文字の個所を追加してください。

(2022年5月まで)

「クーリング・オフをする場合は契約書面を受領した日を含めて8日以内に書面により当社あてに通知してください。」

(2022年6月から)

「クーリング・オフをする場合は契約書面を受領した日を含めて8日以内に書面または電磁的記録により当社あてに通知してください。」

※ 消費者庁が公開するQ&Aにおいては、「事業者は合理的な範囲でクーリング・オフに係る電磁的記録による通知の方法を特定できる」ものとしています。例えば、電子メールによる方法に特定する場合には、送付先のメールアドレスを契約書面に記載する必要があります。尚、電磁的記録によるクーリング・オフの方法を、不合理な方法に限定すると、消費者に不利な特約として無効となります。

4. 本件に関する参照先

消費者庁ホームページの該当するリンク先

[令和3年特定商取引法・預託法の改正について | 消費者庁 \(caa.go.jp\)](#)

[特定商取引法における電磁的記録によるクーリング・オフに関するQ&A \(caa.go.jp\)](#)

以上